

「第 45 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和 5 年 6 月 9 日(金曜日) 19:00～21:19

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 森本琵琶湖環境部長、中村参与、湯木最終処分場特別対策室長、奥野室長補佐、川端副主幹、外村主査、小形主任技師、福本主任主事、千代主任主事、コンサル 3 名
(栗 東 市) 上山副市長、高田環境経済部長、殿村環境政策課長、片岡課長補佐、川端係長
(自 治 会) 赤坂、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 12 名
(県議会議員) 田中県議
(市議会議員) 里内市議、寺田市議、奥村市議
(傍 聴) 2 名
(報道機関) 1 名

(出席者数 36 名)

司会：失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第 45 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。

なお、小野自治会さんにつきましては、出席を予定されていた方が体調不良のため本日欠席の連絡がございましたので、このまま始めさせていただきます。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部部長の森本よりご挨拶を申し上げます。

部長：皆さま、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長：4 月から県の琵琶湖環境部長を務めさせていただいております、森本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆さま方にはお忙しい中、また夜分にもかかわりませずお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。

旧 RD 最終処分場問題、大変長きにわたりまして、住民の皆さま方に

多大なご心配とご迷惑をおかけしてまいりました。本当に申し訳ございません。

そうした中、昨年度末には平成 24 年から実施してまいりました、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業を実施計画の目標を達成した上で終えることができました。一つの節目にはなったものと考えてございます。これまでの皆さま方のご理解とご協力に改めて深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

しかしながら、これまでの経緯でございますとか、昨年度のこの協議会の皆さまのご意見等を拝見いたしましても、住民の皆さまの安全安心の確保の取組は、まだまだその途上にあると認識してございます。

皆さま方とのお約束であります対策工の有効性の確認、さらには処分場の安定化の取組に向けまして、環境モニタリングや水処理を継続し、施設の維持管理に万全を期しますとともに、この教訓を後世に活かすためアーカイブを作成するなど、皆さまの安全安心の確保に向けた取組を皆さまのご理解をいただきながら、栗東市さんと一体となって県として引き続き責任を持って対応していかなければならないと強く感じているところでございます。

本日でございますけれども、今年度最初の第 45 回目の会議でございます。この協議会は、皆さま方のご心配やご提言を直接お聞かせいただける非常に重要な場でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の内容でございますけれども、お手元の次第に記載がありますとおり、大きな項目として 3 点ございます。

1 点目、令和 4 年度第 4 回目のモニタリング結果についてでございます。今回も観測値に大きな変動は見られず、対策工事の効果が着実に表れているものと考えておりますが、引き続き状況を確認してまいります。

2 点目、旧処分場の維持管理の状況についてでございます。毎週 1 回以上、職員が現場点検を行っている結果、また外部の専門の事業者へ委託しております年 1 回の定期点検結果、さらには、常時運転しています水処理施設につきましては、水質状況を考慮した運転の効率化についてご説明をさせていただきたいと思っております。

3 点目、対策工の有効性を確認するための評価方法についてでございます。昨年 11 月の第 43 回協議会でご説明させていただき、皆さまからご意見いただいたものについて、アドバイザーの意見を含め修正をさせていただいたものを改めてお示しをさせていただきます。

以上が本日の内容でございますけれども、皆さまとの協定に基づく対策工の有効性の確認と、その先にある旧処分場の安定化の確認に向けて、

これまでと同様に皆さまと情報を共有して、しっかりご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

司会：続きまして、栗東市、上山副市長さまよりご挨拶をお願いいたします。

副市長：はい。皆さん、こんばんは。この4月から副市長を務めさせていただいております上山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この連絡協議会には、本日初めて参加させていただきます。

平素は自治会活動、また本市の活動にさまざまなご協力をいただいております。誠にありがとうございます。この場を借りまして御礼申し上げます。

さて、この旧 RD 最終処分場問題につきましては、大変長期にわたる懸案事項として地元住民の皆さまにご心配、ご迷惑をおかけしてるところでございます。本市といたしましても、市民の皆さまが安全安心に生活をしていただくために、今後とも、この協議会での皆さまのご意見を十分に踏まえた上で、問題解決に向けての活動を滋賀県の方々と一緒に進めてまいりたいと考えております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の奥野が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は今年度初めての会議ですので、担当している県および栗東市の職員を紹介させていただきます。県のほうからよろしくお願い申し上げます。

室長：はい。県の最終処分場特別対策室長の湯木でございます。3年目でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

参与：中村でございます。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

副主幹：化学職の川端と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

主査：土木職の外村と申します。よろしくお願いいたします。

主任技師：化学職、小形と申します。引き続き、モニタリング、水処理関係担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

主任主事：行政職、千代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

主任主事：今年度から配属となりました福本と申します。よろしくお願いいたします。

部長（栗東市）：皆さん、こんばんは。栗東市環境経済部長の高田と申します。この春から機構再編によりまして名称変わりましたが、昨年度に引き続きましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

課長（栗東市）：皆さん、こんばんは。この4月より環境政策課長を拝命しております殿村と申します。以前にもおまして、環境政策課については通算12年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐（栗東市）：すいません。4月に異動してまいりました環境政策課の片岡と申します。よろしくお願いいたします。

係長（栗東市）：皆さん、こんばんは。環境政策課の川端と申します。昨年度に引き続きまして、皆さま、よろしくお願いいたします。

司会：また自治会の皆さまにおかれましても、赤坂、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの自治会長さまが交代されたと伺っております。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、3点お願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際は挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後に、ご発言をお願いいたします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市との意見交換の場ですので、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

3点目ですが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、途中であっても次の議題に進むことがございます。円滑な議事の進行に努めてま

いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

以上3点につきまして、よろしくをお願いいたします。

そして次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず次第でございます。そして次に、資料1から4まででございます。皆さん、おそろいでしょうか。もし会議の途中であっても、資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。

また会議中は、適宜前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。前回の開催結果についてでございます。こちらは私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

室長補佐：この資料は、前回2月に開催いたしました第44回連絡協議会において、住民の方からいただいたご意見・ご質問と回答をまとめたものでございます。

まず1番の前回の開催結果の①、「県は、RD社が倒産するまで優良企業と言いつづけた。アーカイブに書いて終わる問題ではない。この場でその理由を明らかにしてほしい」というご意見に対し、平成19年度有識者による行政対応検証委員会の報告において、「RD社については、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていた」という県職員の証言があり、この点につきましては、「RD社に対する県の認識は甘い」という評価がされていると回答させていただきました。

そして、続きまして、廃棄物量に関しまして、②、「RD社が倒産したと同時に処分場内の廃棄物量が許容容量の1.8倍となった。そこが腑に落ちない。廃棄物量が変わった平成19年度以前と以降の地下の構造図を出していただきたい」というご意見と、③の「國松知事が住民と話し合いを持った際に、許可容量のオーバーについて住民から指摘をしたところ、県はそんなことはないとの見解であった。これが妥当だったのか改めて見直していただきたい」というご意見をいただきました。この2つのご意見に対しましては、記録を調べて検証した上で、協議会の場で説明させていただくと回答させていただいており、②と③につきましては、この後、引き続き、またご説明させていただきます。

次に④の「点検シートにある71項目がどういうふうになっているのか」と、「細かい基準で見ているのか」というご質問に対し、71は点検

項目ではなく、昨年度の定期点検での点検結果として出てきた箇所数のことであると回答させていただきました。昨年度の定期点検の結果につきましては、これも後ほど、議事 3、「維持管理の状況」の資料 3 でまた詳しく説明をさせていただきます。

次に、2 番の「令和 4 年度第 3 回モニタリング調査結果」の⑤のところです。こちらにつきましては、「Ks3 層の水は劇的によくなってきており、鉛直遮水壁の効果は出ているが、Ks2 層は多少下がっているけれども、そんなに変わっていない。これは、以前流れた物が残っているから、やがて洗い出されて減っていくという返答だったが、底面遮水が成功していない可能性もあり得ると思うが、いかがか」という、「われわれが見つけられなかった旧処分場内の Ks2 層への穴が他にもあるのではないかと危惧している」というご意見に対し、一般的に、地下水の流速や流量により、下がる速度の違う可能性がある。電気伝導度については、処分場内の廃棄物の影響もあり得るが、工事が施工したコンクリート構造物等もあり、そういった複数の電気伝導度の元になるものが想定されるので、調査結果については慎重に見ていく必要がある。他の分析項目で、自然界に存在せず処分場内からの影響がより分かりやすいと考えられている 1,4-ジオキサンを見ると、低下傾向が見られるため、処分場の影響については順調に下がってきていると見ている。他の穴があるかについては、ボーリング調査をしているため、大規模なものはないと考えている。小さなものについては、まだ工事後 2 年が経ったところであり、少なくとも有効性の確認の期間ぐらまでは調べないと何とも言えないという回答をさせていただきました。

次に、3 の「維持管理状況」の⑥です。「硫化水素は空気より重たく下に溜まるので、通気管やピットもたまには調べていただきたい」というご意見に対し、旧処分場の内部でどういうことができるか、現在アドバイザーの先生方のご意見をいただいているところなので、まとまりましたら協議会で説明させていただくという回答をしております。

続きまして、⑦、「下水道使用料について、毎年県から栗東市に入っているのであれば、その分ぐらいは何か地元に戻元してもいいのではないか」というご意見に対し、下水道料金という形で栗東市の下水道のほうで県からいただいているため、今後どうするかについては十分検討したいという回答を栗東市からされました。

最後に、4 番の「産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定めた目標の達成状況の確認結果」の⑧です。こちらのほうは、「議会や環境省への報告は、住民の意見は入れてもらえないのでしょうか。こ

の報告で旧処分場の問題は解決しましたという形にはしてもらいたくない。今後もモニタリングは必要であり、住民からそれを強く求める意見があったということはどこかに入れてもらいたい」という意見に対し、実施計画に定める目標達成期限後には、協定に基づく有効性の確認を令和 8 年 3 月を目途に行うことと、さらに最終的な目標として旧処分場の安定化の確認に向かって、まだまだ取組は必要であるという形で、この協定も含めて説明させていただくと回答させていただきました。

続きまして、添付資料につきましては、小形から説明をさせていただきます。

主任技師：そうしましたら、添付資料のほうにつきまして、ちょっと説明者を代わらせていただきます。座って失礼させていただきます。

それでは、こちらの添付資料のほうでは、先ほどの②、③にございました廃棄物量につきまして、記録のほうを前回協議会后に再度確認をして整理をさせていただきましたので、ご説明をいたします。

まず資料の 1 番のところで、「許可容量について」と書かせていただいているのが、廃棄物量の比較の対象となる許可の容量についてのまとめとなっております。

こちらの処分場につきましては、第 1 処分場と第 2 処分場という 2 つから構成されておまして、それぞれ最初には昭和 55 年、平成 6 年のほうに最初に届出ないし許可のほうがなされております。

最終的には平成 15 年のほうに、こちらに示しております表の面積、容量という形になっておまして、最終の許可容量は 40 万 1,188 立方メートルということになっております。

続きまして、2 番、「埋め立て廃棄物量の推定について」に移ります。

続きまして、こちらのほうでは実際に場内に埋め立てられた廃棄物量のほうをどのように推定をしていたのかについてご説明をいたします。

(1) のほうでは、前回の中でも少し触れさせていただいた平成 19 年の調査に基づく県の推計の詳細についてをまとめております。

平成 18 年のほうに旧 RD 社のほうが破産手続を開始をしたということがありましたので、その後、県は行政代執行により対策工事を実施しようということで、こちらに書いております RD 最終処分場問題対策委員会のほうで追加調査内容を決定をしたものを平成 19 年に調査を実施しております。

その結果、場内の埋め立て廃棄物量は許可容量の約 1.8 倍の約 72 万立方メートルという形で推定をしております。このことについては、同

年、平成 19 年 9 月のほうにも公表させていただいて、10 月には、こちらの対策委員会のほうへ報告をしております。

具体的な推計方法といたしましては、廃棄物の量ですので、廃棄物の上の面と下の面それぞれの高さを調べて、その間の量を計算するという形でしております、こちら、3 つポツのところに記載をしております。

1 つ目のところでは上の面についての話になっておまして、この時に測量のほうを実施をしております、地表面の形状把握をしております。

2 つ目のところでは廃棄物の下の面についてのところでした、この時に場内を 60 メートルメッシュ、60 メートル四方のほうでボーリング調査の地点を選定して実施をするということで、廃棄物層の底面、底の面の面的な広がりやを推定をしております。この時のボーリング調査に基づいて、廃棄物層の底面の等高線図っていうのを描いておまして、それが、この次のページの図 1 のところに付けさせていただいております。

以上のこの 2 点のほうから、地表面の高さのほうと廃棄物層の底面の情報が分かりますので、その間の廃棄物等の埋め立て量を、この時、約 72.6 万立方メートルという形で推計をしております。その中には地表付近ですね、特に、廃棄物が入っていない覆土等も含まれておりますので、別途覆土等の量を算定をしまして、この約 1.2 万立方メートルという形になったんですけれども、その量を差し引くことで、埋め立てられた廃棄物の量を約 71.4 万立方メートルという形で推計をしております。

続きまして、(2) 平成 19 年の調査以前の推計状況についてということになります。

以前といいましても、幅があるものではあるんですけれども、例えば前回の協議会のほうで話に出ておりましたのが、おそらく、こちらに記載をしております、平成 16 年 2 月の出来事のことかと思うんですけれども、この時には当時の國松知事のほうで「許可範囲内で埋め立てを行っているはずである」という形で回答しているような記録が残っております。

この段階での判断、資料を確認させていただいたんですけれども、といたしましては、まず廃棄物、当然廃棄物量ですので、上の面、下の面という形で推計をしておるんですけれども、上の面につきましては、当時の RD 社による測量結果もあったというところと、その後、改善命令を受けた工事で少し形状が変わってたりもするんですけれども、その工事関係の提出された図面等から、地表面の形状については概ね正確に把握していたというふうに考えられます。一方で、廃棄物層の底面、底の

面につきましては、ボーリングが何地点かはあったんですけども、面的な広がりという形で推定できるようなデータ量がなかったというような状況だったために、届出であったり、許可であったりの申請で提出された図面に記載された処分場の底面、こちらをまとめたものが図 1 の次のページに、図 2 という形で付けさせていただいているんですけども、こういった数字を基準に廃棄物量を推計をしておいて、その当時は許可容量以内であるという形で判断をしているようです。

ただ、こちらの埋め立て廃棄物量の把握につきましては、平成 19 年度のほうに有識者による行政対応検証委員会というのが開かれまして、そちらの報告書のほうでも記載がございます。そこでは、平成 10 年 6 月に発出をしました改善命令に係る一連の対応の評価のところの項目で、本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行って行けば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性があったという形で評価をされておりまして、県の対応が甘かったという形で指摘をされております。こちらの委員会の報告書を提出を受けまして、当時の嘉田知事といたしましても「県としても責任を感じている」という形で述べているところであります。

添付資料の説明は以上になります。

司会：県からの説明については以上ですが、資料 1 の⑦の水道料金について栗東市のほうから説明がありますので、よろしくをお願いします。

課長（栗東市）：はい。それでは、前回の第 44 回連絡協議会におきまして、下水道使用料として年間 300 万円から 500 万円を滋賀県から栗東市に納付されていることから、旧 RD 問題に係る栗東市の責任として、その分を何か地元への還元ができないかのご意見をいただきました。この件につきまして、改めてご回答させていただきます。

栗東市公共下水道事業におきましては、下水道を使用する皆さまから下水道使用料をいただいておりますが、汚水を処理する費用として、湖南中部浄化センターへの負担金および下水道管やマンホール等の管渠維持経費に充当しております。

令和 3 年度の実績では、汚水処理水量 1 m³ 当たりの使用料単価は 123.9 円に対し、処理に係る処理原価は 128.18 円で行いました。汚水処理原価が使用料単価を 4.28 円上回り、汚水処理に係る経費が下水道

使用料だけでは賄えないことから、その分の財源として一般会計からの繰入金により措置をしている状況でございます。

このため、滋賀県から栗東市のほうに納付されている下水道の使用料について、地元への還元をすることについては、大変申し訳ございませんが、難しいものとはなりますが、この連絡協議会の中で皆さまと相談をさせていただきながら問題解決に向けて取り組み、栗東市としての責任を果たしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。栗東ニューハイツさん。

住民：2点あります。1点は県に対しての、最初の案件なんですけども、許可容量の問題ですね。平成16年に住民側から許可容量オーバーの指摘があったにもかかわらず、3年間、問題企業の主張を鵜呑みにして何の調査もしなかった。こういう住民対応について、どう考えるのかということにやはり関心があります。その点について、どう考えるかをお聞かせ願いたい。

それから、この問題、〇〇さんが最初に提起されたんだけど、その時のその裏の気持ちは私も共感するところがあって、実は許可容量オーバーをうすうす県は知っていたんじゃないかという、そういう気持ちが地元住民にはあるんです。

当時、県はRD社を倒産させないようにしていた。なぜならば、倒産させてしまうと、その尻拭いを全部県のお金でやらなければいけないから。だから、なるべく生き永らえさせて改善工事をさせようとしていた。だから、追及が甘くなったんじゃないか。私はそう思うんです。この件に関しては、今後、元滋賀県職員に対する聞き取り調査をやることになるでしょうから、その時にぜひ追及していただきたいというふうに思います。それが県に対する意見と質問です。

それから、もう一つは栗東市に関してです。今の説明は全く説明になっておりません。つまり、この県からの下水道使用料が入ろうが入らまいが、下水道会計は赤字なんだから出せませんって言うてるわけでしょう。

けども、この問題がなければ、そもそも県からの収入は入ってなかったわけですよ。そして、この問題を実は起こした一端の責任は明らかに栗東市にあるわけですよ。この事件が起きたおかげで、毎月300万で

すか。毎年でしたっけ。

主任技師：年です。

住民：年、毎年か。ごめんなさい。毎年 300 万ものお金が入ってきていて、これじゃ、焼け太りというか、栗東市がかえって儲かってるじゃないですか、この問題で。この責任どう取るんですか。栗東市としての住民に対する対応がやっぱり不誠実だと思うんですよ。これから皆さんと一緒にこの問題の解決に向かって努力しますなんてのはね、ふざけた話だと私は思いますが、いかがですかという質問です。

司会：先に県のほうからお答えさせていただきます。

主任技師：はい。まず 1 点目、ご質問が 16 年にご指摘をいただいて、3 年間放置していたんじゃないかというところですね。こちらにつきましては、おそらく当時の、当時のですけれども、見解といたしましては、知事の回答にございますけれども、まずは安全対策ですね、平成 13 年 12 月に発出をしました改善命令を履行させることが重要、優先であるというような認識をしていたようではございます。

ただ、行政対応委員会のほうで対応が甘かったという形で、もちろん指摘されているとおり、もちろんそれ、改善命令の履行と並行して調査を行うであったりとか、何らかの早期に行うことができるような対応を考えると、これはちょっとできた可能性はあるというふうには考えておりますので、それは、その点は甘かったという形になるかとは思いません。

それと、この件で RD を生き永らえさせたんじゃないかということですよ。そうですね、その点につきましては、ちょっと、再度もう少し資料を確認する必要があるかなと思いますけれども、アーカイブの作成に当たりまして、さらにどういった経緯があったのか、どういう思いで対応していたのかにつきましては、できる限り調べて掲載をしていく必要があるかなとは思っています。

住民：危惧してるのは、これから元県職員の方にも聞き取り調査をするでしょうけれども、やっぱり身内の調査ですから、それがどうしても甘くなるんじゃないかということや、われわれは危惧してて、歴史が捏造されるんじゃないかと思うんです。歴史の事実をしっかりと捉えてもらいたいと思

います。

それから、前半のほうの話ですけれども、私が申し上げてるのは、この行政対応検証委員会は行政対応に、業者と行政との対応に問題があったのかどうなのかの問題を言ってるわけなんですね。私が主張してるのは、住民対応に対して行政は誠実だったのかどうなのかの検証が必要ではないかということなんです。そこは切り離して、住民の声を真摯に受け止めたのかどうなのかということについて、しっかりアーカイブで書き込んでください。

主任技師：はい、分かりました。そのようなところも整理させていただきたいと、記載させていただきたいと思います。

司会：続きまして、栗東市さん、お願いいたします。

部長（栗東市）：はい。すいません。失礼します。先ほどご説明させていただきました下水道の使用料につきましては、ちょっと前回十分なお答えができませんでして、本日改めてご回答をさせていただいたところでございますけれども、その使用料につきましては、今、滋賀県が、この問題を通してということではありますけれども、地下水をくみ上げて浄化して、それを栗東市の下水道管に接続をさせていただいているということをもっての下水道使用料というのを、今、滋賀県さんからいただいているということでございまして、これは純粋に、その下水道の使用によって、今、栗東ニューハイツの皆さんもそうですけれども、それぞれご家庭の生活排水を下水道に接続されていると。そのことについては使用料をいただいております、その使用料をもって、この汚水につきましては、流域下水道、滋賀県の処理場で、矢橋の帰帆島のほうになりますけれども、この辺りでしたら、それをまた浄化していただいていると。その浄化にかかる費用について、栗東市は応分の負担でお支払いしている分と栗東市が純粋に下水道の管渠の維持管理をする費用というのも下水道事業としての会計の中でやりくりをさせていただいているという目的を持った収入と支出の内容になってございまして、それは、そういった説明をさせていただきましたが、われわれ栗東市としましても、この問題につきましては滋賀県と共に地元のご意見をいただきながら、今後も責任を持って対応していくということにつきましては変わりませんし、特に今後、この安定化が、旧処分場の安定化が進んでいきましたら、今後は、その跡地の利用の計画についてもこういった形がいいのかという

ような意見もそれぞれ出てくると思いますので、そのことについても、そういったご意見を受けながら一緒に考える上で、考えた中で責任を果たしていきたい。

住民：ふざけた話を言うんじゃないよ。跡地利用のことを言うなら、もっと言いたいことはいろいろあるんですよ。跡地利用を言うならば、なぜ栗東市は周辺で行われる開発について、この場でちゃんと情報開示をしないんですか。それ隠してるじゃないか。おためごかしはやめてもらいたい。

まずお金の件に関しては、私は栗東市が責任を感じるんだったら、その部分の下水料は、処理料は栗東市が負担してもいいと思いますよ。つまり、県が払う必要は私はないと思いますよ。私たち住民にとってみれば、県に払うお金も市に払うのも同じ税金です。結果的に栗東市は儲けるように私には見えてしまう。栗東市は責任取ってないと思う。そして、ここに来て、これから頑張って住民と一緒に解決に取り組みますと言ってるけど、何にもやってないじゃないですか。火葬場の問題について、あるいは、今度できる、モリヤマスポーツの倉庫について情報共有してますか。

私、この間モリヤマスポーツの社長さんが来て初めて旧 RD の本社屋地がモリヤマスポーツの所有になったってことを初めて知りました。そんなことは、都市計画課がみんな把握してるんでしょう。そういうことを黙っといて、いいかげんなこと言わないでほしい。どうですか。副市長、教えてください。

部長（栗東市）：すみません。申し訳ございません。私、もちろん今時点で対応が不十分と、栗東市は何やったんだというご意見に対しましては、そのことについては、おっしゃっていただいているとおりでございますし、ただ、今後のことにつきましても、その費用とは別の……。

住民：約束をしてもらいたい。今後、この地域の情報に関しては、その都度情報を開示してもらいたい、われわれに対して。分かる？RD 処分場の今後の跡地利用の検討会も、この会議とは別に立てて検討されているわけですよ。それにも必要ですから、栗東市は自分たちが持っている情報を地元住民に開示してほしいんですよ。どういうことが、この地域で今起きてるのか。将来どういうことを考えてるのか。そんなこと全部あなたたちは隠して倉庫をつくったり、ホースパークつくったり、火葬場つくったり、勝手なことやってるじゃないですか。それが地元住民に寄り添う

行政の対応ですか。そういう対応があったから、RD 問題が隠蔽されて不法投棄が続いたんですよ。その反省が栗東市には全くないとしか私には思えないです。それがなぜ分からないんですか。

副市長：失礼します。いろいろとご意見をいただきましたけれども、確かに過去において私ども栗東市がしっかり対応できてなかったこともあったのではないかと思います。さらに今、ご指摘いただきましたように、さまざまな事業を市が計画してるものがある。それを開示してないじゃないかっていうふうなご指摘でございますけれども、私どもも決して隠蔽しようとしてるわけではございません。ただ、タイミング、しっかり中での議論をした上で、しっかり情報提供して共有させていただかなければいけないというふうには思っております。

その中で、例えば都市計画でありましたり、まちづくりの方針や計画でありましたり、それぞれの地域でつくってございますけれども、そこに、何ていうんでしょう、対応ができてない部分もあるというふうに内部でも思っております。そこは、やっぱりしっかり共有させていただきなきゃいけないというふうに思っておりますので、前向きにそこはしっかり考えていきたいと思っております。

住民：もう一ついいですか。

司会：はい。

住民：この問題の教訓は、行政が縦割り行政だったという点があるんですよ。それは何かって言うと、RD 問題が実は発覚した契機は何だったのかというと、ガス化溶融炉の建設問題だったんですね。

ところが、廃棄物対策課にガス化溶融炉の問題を言っても、全然話が通じないんですよ。ガス化溶融炉の問題は都市計画課なんだって言うんだよ。当時のあそこはどういう建物を建てるかっていうことは、都市計画課の話だから、廃棄物問題の対応ではないから、私たちは答えられないって言うんですよ。

でも、地元住民にとってみれば、焼却炉の問題と埋め立て処分場の問題は一体のものなんですよ。それと全く同じなんですよ、栗東市さんのやってることは。周辺開発の問題も、RD の跡地利用の問題も、われわれ住民にとってみれば同じ問題なんですよ。

しかし、行政の論理としては、それを縦割りで突っ切って、ここは関

係ないからって知らんぷりをするんですよ。それが住民の気持ちに寄り添うことではないということに、なぜ、この問題が起こって、もう 20 年以上経つのに気付かないんですか。あきれ返ると私は思います。行政職員はもっと反省すべきです。

以上です。

司会：ありがとうございます。ちょっと時間の都合で、次の議題にいかせていただきますが、よろしいでしょうか。

住民：一つ、あとあるんで。

司会：よろしいですか。

住民：後でも。

司会：後でよろしいですか。すいません。

住民：そう長くないとは思いますが。

司会：そしたら、次にいかせていただきます。続きまして、議事 2 の令和 4 年度第 4 回モニタリング調査結果について、説明いたします。

主任技師：はい。それでは、資料 2 のほうに移らせていただきます。こちら、令和 4 年度第 4 回モニタリング調査結果につきましてということで、毎回報告をさせていただいております、年 4 回実施をしておりますモニタリング調査結果のほうをご説明をさせていただきます。

今回、お断りですけれども、資料の全体的な構成につきまして、より分かりやすい資料になるように工夫をさせていただいて、作り直させていただいておりますので、ちょっと慣れておられる方には見づらい部分もあるかもしれないんですけれども、ご容赦いただけたらと思います。

そしたら、2 ページ目、調査地点等という形で、こちらのページのほうには調査地点のほうと今回の調査日、次ページ以降の結果のまとめ方のほうを記載をさせていただいております。

今回、調査日は 1 月 24 日でございます、調査地点はこちらの地図の地点という形になっております。

本事案では、こちら、右のほうの図にございますように、場内、浸透

水のほうが処分場の横の Ks3 層の帯水層、地下水帯水層のほうと下の Ks2 層の地下水帯水層のほうに漏えいをしていたというような状況でございましたので、それぞれ対策工事で遮水をして止めております。そのため、地下水の調査については、こちらの Ks3 層、Ks2 層の 2 つの帯水層を対象にモニタリングを行っております。

次のページ以降では、調査地点の区分ごとにページを分けさせていただきまして、主な項目についての今回の調査結果の表のほうと経年変化グラフのほうを表示しております。主な項目としては、選び方はこちらの右下の表のとおりとなっております。

それでは、3 ページ目が浸透水になります。場内の廃棄物に触れた水というところでは、

浸透水につきましては、こちら揚水ピット 1 地点のほうで調査を行っております。こちらにあります 6 項目について今回の結果の表のほうと経年変化グラフのほうを表示しております。

結果の表のほうでは、示し方ですけれども、基準のある項目につきましては、基準超過したものは赤に太字というところと、基準以下で検出されたところは緑というところと、不検出だったものは青という形で表を色分けをさせていただいております。また、対策工事前との比較のために、工事前の平成 24 年度の 1 回目の調査のほうで基準超過をした項目につきましては、表の中で下線を引いております。

また、グラフのほうでは、基準値の部分の赤の太線のほうで表示しております。

また、こちらのページでは、結果のまとめと、ページによっては採水状況の特記事項があれば、それについても、この二重枠の中のほうにまとめる形で記載をしております。こちらの浸透水のほうでは基準超過はございませんでした。

続きまして、4 ページ目のほうが、Ks3 層の、処分場の横に位置する帯水層、そちらの地下水の結果になります。

地下水のほうでは、それぞれグラフの中に色を分けまして、複数地点のデータのほうをグラフに載せております。

Ks3 層の結果といたしましては、H26-S2(2) という 1 地点のほうで、ほう素が環境基準を超過をしました。こちらの基準の超過した地点につきましては、こちらの位置図のほうでも赤で囲うようにして、分かりやすく、見やすくしております。超過した値につきましては、環境基準値前後でずっとしばらく横ばいの傾向で推移をしております。

続きまして、5 ページ目が地下水帯水層の Ks2 層①と書かせていただ

いておりまして、こちら、処分場の下の帯水層が Ks2 層になってるんですけれども、こちら、ちょっと調査地点数が多いために、次のページと 2 ページに分けて結果を掲載をしております。

こちらのページでは、採水状況について、こちら 1 点記載をさせていただいております。こちらの No. 1-1 地点になるんですけれども、今回の水質の分析の調査とは別に、水質の自動測定器のほうを設置をしまして、水位であったり、水質であったりの細かい変動を調べるような調査、作業をずっと行っておったんですけれども、前回ですね、去年の第 3 回の調査後に、その自動測定器がちょっと観測井戸の中で引っ掛かって動かせなくなったというようなことが発生をしております、今回の第 4 回調査につきましては、採水深度は後ろのまとめのページにあるんですけれども、機器の少し上の高さのほうに変更して採水を行っております。

また、この引っ掛かった自動測定器、モニタリングの業者のほう引っ掛かりを解消しようとして、重りを使って作業をしておったんですけれども、作業中にその重りも井戸の中に引っ掛かって回収できなくなっているといった状況になっております。その重りが鉛製だったということです、おそらく、その影響かなというふうには思われるんですけれども、このページにはなくて、8 ページの一覧表にあるんですけれども、この No. 1-1 地点では鉛のほうは定量下限値のほう、ぎりぎりのほうで今回は検出されているという状況でございます。環境基準は超過をしていないといった状況になっております。

こちらのページ、調査結果といたしましては、こちらの H24-7 と H26-S2、こちら 2 地点のほうで、ひ素のほうは環境基準を超過をしております。こちらの超過原因は自然由来というふうに考えられます。

続きまして、6 ページ、Ks2 層の残りの地点になっております。

こちらの地点では、こちらの西側の No. 3-1 の 1 地点のほうで、ひ素が環境基準を超過をしております。こちらにつきましても、超過原因は自然由来というふうに考えられます。

続きまして、7 ページが表流水という形で、洪水調整池と書かせていただいております、こちらは場内に降った水のほうが廃棄物に触れずに、そのまま雨水の側溝のほうを伝って場外に出す前に集めている池、こちらの洪水調整池になるんですけれども、そちらでの調査結果になります。

こちらも表とグラフになっておるんですけれども、表流水の調査結果では、異常がないことの確認という形になりますので、結果の表は全項目について掲載をしている状況です。

結果としては、今回、基準超過はなかったというような結果になっております。

8 ページには、調査結果の一覧表のほうを記載をしております。

続きまして、9 ページのほうは、今度は敷地境界のガスという形で、空気の話です。

こちらは 1 月 24 日、地下水水質の調査と同じ日のほうに、こちらの敷地境界の 4 地点の所で大気中の空気、ガスのほうを採取をしまして、硫化水素濃度のほうを分析をしました。

今回の結果は、こちらに表のほうでまとめておりまして、こちらの調査では調査開始から今までずっと不検出ということで、グラフのほうは作成をしておりません。

結果としては、今回も全地点で不検出というような結果でした。

資料 2 の説明は以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。栗東ニューハイツさんお願いします。

住民：すいません。ちょっと私、環境のことよく分からないのでちょっと変な質問になっちゃうかもしれないんですけど、結果のところは超過原因は自然由来と考えられるっていうのが結構何回か出てきたと思うんですけど、これはこれでいいのかなっていう、こういうところが甘いんじゃないのかなっていうのはすごい思っていて、どうして自然由来と考えるのか、その理由っていうのがちゃんと明記されてなかったら駄目なんじゃないのかなと。こういうところが甘いから、こういう問題が大きくなったんじゃないか、県の甘さって、そこなんじゃないのかなって思ったんですけど。

主任技師：すいません。今回、紙面の都合でちょっと詳細な考察の理由まで載せさせていただけてないんですけども、こちら、ひ素については 3 地点、合計、超過をしておるんですけども、こちら No.3-1 地点、こちらにつきましては、令和元年か 2 年か忘れたんですけども、ごろにボーリングの土壌の分析であったりとか、詳細な検討を行っておりまして、その際にアドバイザーという形で、有識者の先生のほうに定期的にご相談に伺わせていただいている状況であるんですけども、もちろん先生のほうにも調査結果のほうと考察のした理由、論理のほうも確認をさせていただきまして、こちら自然由来と考えられますよねという形でご納得

をいただいているところで、すいません、掲載し切れてなくて、確かに初めて来られる方とかだと、突然何言ってるんだって思われるのは確かにそのとおりかなとは思いますが。

こちら、もう一個、こちらの2地点なんですけれども、先ほどNo.3-1につきましても、ひ素が超過してるのと、あと、電気伝導度っていうのも結構高い状況がありましたので、ひ素がどうかとかいうわけじゃなくて、廃棄物の影響自体は、この地点には到達してるような地点かなというところで詳細調査を行ったんですけども、こちら、H24-7とH26-S2につきましても、地下水の流れが概ね右上から左下という形で流れておるんですけども、また電気伝導度とか、あと、1,4-ジオキサンとかいうのも処分場の下流とかでは結構高く検出されるものなんですけれども、そういったものがこちらの2地点のほうでは不検出とか、ずっと低い値だというような形で、処分場の影響を受けてない地点だというふうに考えられますので、こちらについても自然由来と考えられるということで、ひ素については自然由来、工場とか処分場とかない所でも超過する所、地点もまあまあ多く見られるということで、こちらはそういう形で評価させていただいて、こちらについても定期的に有識者に話を伺う際にも確認をさせていただいております。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：それに関係するんだけど、6ページの電気伝導度が何か、再度上がってるように見えるんだけど、これはどう解釈しますか。前回言ったのと同じだけど、Ks3層ってのは改善傾向が見られると思うんだけど、Ks2層ってのは、確かに県がおっしゃるように、1,4-ジオキサンは下がってるんだけども、電気伝導度とひ素はむしろ上がってるように見えるんだよね。これは処分場からの影響ではないとするならば、どういう要因が考えられると想定してるんですか。

主任技師：No.3-1地点の話でよろしいですかね。

住民：それ以外にも増えてるとこもあることはあるんだけどね、電気伝導度というところ。

主任技師：そうですね、まず、いったんNo.3-1地点でいきますと、電気伝導度については、工事終盤ごろ、結構上下してるような状況ではあったん

ですけれども、今回の、こちら、Ks2 層っていうのが処分場下の帯水層になっておるんですけれども、下の帯水層への漏えいを止める工事としては、底面遮水の工事という形でずっと行わせていただいております、こちら側から順番にこっちに向かって、すんません、こっち、こっちで申し訳ないですけど、だんだん図でいうと右側に向かって工事をずっと行ってきております、おそらく工事中につきましては、廃棄物を全部どけて、下の地山、底面遮水をした所については、地山、砂層、Ks2 層が見えるという所になるんですけれども、が見えるような所までずっと掘って工事をしておりますので、そういった工事の際のかく乱ってというのがおそらく一時的に平成 31 年度の秋まで掘削工事を行ってたんなんですけれども、そういったものが一時的にがっと来て、おそらく遮水工事後には落ち着いてきたというような振る舞いかなというふうには電気伝導度については見ております。

ひ素のほうにつきましては、これ以前のデータもございますので、一概に上昇していると断定まではまだ経過を見てみないところはあるんですが、確かにひ素自体につきましては、おそらくこちら辺の自然の土にあるものではあるんですけれども、それが溶けやすい環境、溶けにくい環境ってのは地下水の性状、そこに酸素がどれぐらい入ってるかといったようなものに影響される部分がございます、その部分につきましては、可能性としては先ほどの工事の影響というような形で、あと、場内の廃棄物の影響を受けた水が多く流れてきたというような影響があって、溶けやすく、若干なったというような可能性はあり得るとは考えております。

住民：Ks3 層と Ks2 層の挙動が違う理由は何ですか。

主任技師：違うというのは、例えばどういう部分で。

住民：例えば、ひ素でいうと、Ks3 層はずっとほとんど低いレベルになってるでしょう。

主任技師：はい。

住民：ところが、Ks2 層は増えていたり、かなり大きな変動があるよね。

主任技師：はい。

住民：そういうふうに Ks3 層と Ks2 層のデータの挙動が違うのはどういう理由
なんでしょうか。

主任技師：ひ素につきましては、ほんとは出る地点と出ない地点というのが、
局所的に結構なってるような状況になっておりまして、Ks2 層でも出ない
地点については、もうずっと出ないという状況です。

その中で、これは可能性ですけども、ひよっとしたら、ひ素が含まれて
地下水に出やすいような砂の質っていうのが、Ks2 層のほうが存在
量が多くて、Ks3 層のほうはそれほど存在しないというようなことも、
これ可能性でしかないんですけども、あり得るかなというところなん
ですけども、ただ、局所的にしか、ちょっと離れるとまた出なかった
りするんで、Ks3 層でも出る所もあるかもしれないですし、それは分か
らないです。

住民：はい。

司会：赤坂さんお願いします。

住民：いつもね、自然由来、自然由来って言うけど、自然由来言ったら、そ
んなん出るところと出んところがあつたらおかしいじゃないですか。土一緒
なんやから、同じとこでね。ということはやっぱり、いろんな条件やと
かが違うし、やっぱり酸もあればアルカリもあれば、そんなん分からへ
ん。だから、廃棄物から出てくるか、土に入ったったか、分からへん
と思う。それで言うと、自然由来って言い過ぎなんです。誰が見ても、こ
んなん書いたら、こんなんおかしいやろと思いますよ、処分場なんやから。
だから、書き過ぎです、はっきり言うて。書き過ぎやで、これ。い
つも私書きすぎ言うてるんやけどね。前も何回かありましたけどね。

副主幹：すいません。ちょっとひ素について追加で説明をさせていただきたい
んですけども、No. 3-1 地点のほうで地質調査をさせていただいたとい
う話を小形のほうからさせていただいたと思うんですけども、この地
点で、細かく、1 メートルごとにサンプルを採らせていただいて、蛍光
X線分析でひ素の含有を調査したところ、結果的に見つかったのが Ks2
層のごく限られた場所ということでしたので、この点でいうと、Ks2 層
でひ素が検出されるけれども、Ks3 で検出されないのは、ひ素が濃い濃

度で存在したのが Ks2 層であったということが理由であったと考えられております。

住民：なるほど。ひ素というのは、基本的にはより深い所に出るものなんですか。

副主幹：それは、ちょうどここが昔の野洲川の流域の部分に当たりますので、ちょうど鈴鹿のほうから流れてきた土砂が堆積することによって地層が形成されてきたと思われまして。

ですので、層によっても、ひ素が濃い部分とない部分がもちろん出てまいりますので、それがたまたまこの旧 RD 最終処分場の周辺では Ks2 層の一部の層であったというふうに考えております。

主任技師：ひ素につきましては、結構比較的地下水よりは土壤に吸着しやすいような成分なんですけれども、こちら、地下水に検出されることもあるように溶けたり、溶けたものがまた土に吸着したり、そういったところを繰り返すような形になっておりまして、こちらの Ks3、Ks2 層っていうのが琵琶湖層という地層になるんですけれども、琵琶湖、琵琶湖に限らないんですけれども、そういった大昔に、結構だいぶ古い時期に積もった地層になっておりまして、その長い年月をかけて、ひよっとしたら最初は満遍なく広がっていたかもしれないんですけれども、それが溶け出して、比較的溶けにくい、土に吸着しやすいような落ち着きやすいような箇所、再び土に吸着するというようなところを長い期間かけて繰り返したということで、結構ひ素については地層に満遍なくあるという形ではなくて、ある場所に結構集まりやすいっていう性質がございますので、そういった形で検出される地点とされない地点っていうのが存在するのかなというふうに考えております。

また、こちらとしても、自然由来っていうのは、やはり軽率には言えないことではございますので、ちゃんと有識者の先生に何度も何度も丁寧に確認をさせていただいて、こういった記載に整理させていただいております。

参与：ちょっとだけ、自然由来について、ちょっとだけ説明させてください。例えば琵琶湖ですね。琵琶湖の底の泥にはですね、表面 5 ミリの所にたまってるんです。なぜかと言いますと、琵琶湖の下から水が上がりますのでしょう。その下のほうは空気がない嫌気性の水ですので溶けてくるん

です。そして、上のほう、表面で酸素に触れると、この 5 ミリのところにいっぱいひ素がたまってるんです。

今、先ほど申しましたように、そういうふうに湖東の岸、琵琶湖のまわりの古琵琶湖層ではどんどんどんどん土が上流から運ばれてたまってきますから、そういうふうにひ素が表面にたまとそれはどんどんどんどん移動して行って、先ほど申しましたように Ks2 層、Ks2 層ってのは、K、古琵琶湖層の s は砂です、sand。古琵琶湖層の sand の 2 番目の層、そういう略ですけども、昔々、琵琶湖の底だった所の土ですので、ひ素がそこにたまりやすいと。たまってるもんが、先ほど申しましたように、酸素が少ない水が流れてくると、そこへ溶け出てくる。だから、自然汚染ですというふうに申し上げてます。

もう一つは、例えば処分場の中に、ひ素があったとするならば、ボーリング調査やったときに、ひ素が高い濃度で出てこないと。

住民：えっ。

参与：高い濃度でひ素が出てくるはずですよ。そういう、何ですか、そういう高い濃度でひ素が出るはずですよ。

例えば工場なんかで汚染調査をすると、等高線状に高い所があって、ホットポイントって言うんですけど、そこから同心円状に濃度が下がっていくような絵が出るんですけども、なかなか、ここで調査いたしました、その処分場の中で、そういうホットポイントは確認されてないです。ひ素は出てますけどね。

今ほど申しました土壌のそういう条件と、それから、その処分場の中の条件、そういったものを併せて先生方に、我々はひ素は自然汚染と自然由来と考えますけども、いかがでしょうかと言ったら、先生方はそうですねとお返事をいただいた、そういうことでございます。

住民：はい。

司会：赤坂さんお願いします。

住民：いつも言うておられるけど、私らから見たら、かなり無理があると。なぜか言うたら、これだけの廃棄物があるわけ、いろいろなものが。どこに、そんな土があんのか。盛り土以外に土って、どこら辺。廃棄物やで。だから、どっから出てきたんやろ。廃棄物から出てきた。

参与：今申し上げてるのは、その廃棄物の下の層、Ks2 層、底の層ですんで、今、私が申し上げたのは、そういう部分だった。

司会：よろしいでしょうか。他に質問等ございますでしょうか。なければ次の議題のほうに移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

そしたら、続きまして、議事 3、維持管理の状況について、ご説明させていただきます。

主査：維持管理の状況について、説明させていただきます。

まず初めに敷地の状況ですが、ドローンで撮影いたしました今年の 5 月 17 日の状況です。画面は西側から撮影しています。つづいてこちらがバイパス側から撮影したドローン写真になります。

見ていただきますように、施設としては大きな損傷がございません。施設としては大きな損傷なく、良好な状態で保たせていただいています。

続きまして、ページ 2、個々の詳細な点検。これは、日常点検としまして、1 週間に 1 回確認しにいきます。その時の写真をつけさせていただいています。この時は、たまたま雨でしたので、雨の状況で写真を付けさせていただいています。

これはバイパス側からの状況です。こちらが西市道側からの状況になります。これが調整池付近の、洪水調整池付近の状況になります。見てのとおり、雨でも全然水はそこまでたまってませんので、泥もたまってませんし、施設として今、健全な状況にあります。

これが上部の部分撮影した状況になります。雨ですので、若干上に水がたまって状況になっております。

続きまして、定期点検の内容と点検結果を受けた活用方法について説明させていただきたいと思えます。5 ページ以降の資料で説明させていただきます。

まず、初めに、施設の点検につきましては、先ほど申しました、職員が毎週点検を行います日常点検とは別に、外部の専門家が施設を点検し、施設の健全度を確認していただく定期点検がございます。前回、44 回の連絡協議会で、日常点検の説明と併せまして定期点検の説明を行ってまいりましたが、さらに詳細にその概要を説明させていただきたいと今回思っております。

定期点検は、現時点では令和 3 年度と令和 4 年度の年に 1 回ずつ、2 回実施しております。令和 4 年度は、令和 3 年度の点検項目も整理して

いただいて、再度実施していただいております。

それでは、5 ページの表ですが、この表は令和 3 年度に実施した定期点検結果と、それを受けて令和 4 年度に再度点検をしていただいた結果が整理されております。ちょっと見にくいんですけど、この上が令和 3 年で、71 カ所、張りコンクリートだけで 71 カ所。ものすごく細かいひび割れとかも拾ってますので、今ところ、丁寧に拾ってますので、ちょっと箇所数は多いように見えるんですが、一応 71 カ所、丁寧に拾わせていただいております。

令和 4 年度、令和 3 年度の状況見まして、令和 4 年度に、まず簡単な補修部分もありますので、そこは直営で補修させていただいております。それが、この表になります。

この部分で、赤のハッチング部分なんですけど、ここが比較的大きな損傷になりまして、これが点検を令和 4 年に行った 12 月の時点では、業者が決まった状況でしたので、令和 5 年の 3 月に補修を完了しています。

どういったような故障っていうか、傷みであったかと言いますと、こちらのよう感じの、これかなり点検行った中でも最大限の傷みの部分です。張りコンクリート、シートの前に施工させてもらってるんですけど、それが損傷してますので。ページ数は、13 ページですね。すいません。これが補修前、こっちが補修後になります。前のコンクリート割れてますので、必然的にシートが傷んでくる形で、项目的には数的に上がってるように見えますけども、同じような損傷起こってますので、補修前と補修後、完全に状況としては補修が完全に終わっている状況になります。

一応令和 4 年度も同じように点検をさせていただきまして、その部分に関しては、大きいこのような所の故障はありませんでしたので、施設的には、今年も点検をさせていただきまして、施設の健全度を保っていきたいと思っております。

引き続きまして、定点測定の結果の報告です。これは年に 1 回、地盤の状況を測定させていただいた結果をまとめさせていただいております。

見ていただきますと、ここの括弧の部分は、去年、おとしで、すいません。令和 3 年と令和 4 年の比較の部分の数値の差になります。14 ページです。すいません。見ていただきますと、マイナス、大体微細なマイナスがずっと続いている傾向にありますので、おとしと比較して、去年は安定した状況で地盤が落ち着いているような状況がうかがわれると思います。これ 2 年しかデータがありませんので、今年も引き続き測定行いまして、この経過は念入りに確認していきたく思っております。

主任技師：すいません。そしたら、ここからの水処理施設関係については説明を代わらせていただきます。

まず 15 ページ上、水処理施設の管理状況といたしまして、今回は水処理施設の配管のほうの更新を行った様子の方を掲載しております。

こちら、右下の写真でございますように、配管の内側のほうに汚泥、どろどろした物が固結、固まるなどして中が狭くなってるような、そういった配管がございましたので、今回更新を行っております。

作業といたしましては、既存の配管のほうを取り外した後に左上の写真のように配管を取り付けさせていただいたり、その周りに配管が凍結しないように、右上の写真のように保温材を取り付けたりというような形で更新作業を行っております。

続きまして、15 ページ下、水処理施設の水質状況です。

今回は、2 月に実施をいたしました水処理施設の分析結果につきまして、主な項目のグラフをこちらのほうに、全項目のほうの一覧表を次の 16 ページのほうに掲載しております。

結果といたしましては、今回につきましても原水、処理水とも計画処理水質の超過はなかったというところで、異常はございませんでした。

そしたら、続きまして 17 ページのほうに移りまして、資料 3 関連資料ということで、水処理施設運転方法の効率化についてというところを引き続きご説明をさせていただきたいと思っております。こちらのほうでは、今 15 ページで説明いたしましたような水質状況などを踏まえまして、水処理施設の運転方法の効率化についてをご説明をさせていただきます。

17 ページ下の所です。まず、おさらいという形で、水処理施設の目的という形で整理をしております。

本事案のほうでは、廃棄物の影響を受けました浸透水のほうが外部の地下水のほうへの漏えいをするというのを防止をするために、対策工事のほうで遮水壁を施工しております。それで中の浸透水が外に出る場所がなくなったというところで、たまったものについては、こちら、下流側の揚水ピットのほうから揚水を行っております。

揚水した浸透水につきましては、こちら、右に表が、ちょっと画面では小さいんですけども、あるように、計画処理水質というものを定めておりまして、そちらに適合するように、水処理施設のほうで浄化処理をすることで下水道に放流をしております。

続きまして、18 ページ上、2 番、処理方法についてです。

現在につきましては、処理フローを簡易に書いたものがこちらになる

んですけれども、常時、こちらの①、②、③、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理という形の3つの処理を行っております。

18 ページ下の所に、それぞれの処理方法の詳細のほうを書かせていただいております。

まず一番上、①凝集沈殿処理につきましては、原水、水のほうに凝集剤であったり、凝集助剤であったり、そういった薬剤のほうを注入をすることで、水の中の濁り成分であったりとか金属成分であったりとか、そういったものを小さな塊にします。それをこちらのほうで静置、静かに置いておくということで、固まった物を水の中から下のほうに沈殿をさせるという形で水の中から除去するというような処理方法です。

続きまして、②砂ろ過処理につきましては水のほうを細かい砂をためた塔、タンクがあるんですけれども、そちらのほうに通してやるということで、より細かな濁り成分のほうをろ過することで除去するというものです。

続きまして、③活性炭吸着処理につきましては、装置としては上の砂ろ過装置とほぼ同じ物になるんですけれども、こちら、中に活性炭を詰めておりまして、水のほうをそちらの活性炭を詰めた層に通すことで、例えばクロロエチレンというような有機塩素化合物、有害物質ですね、そういった物であったりとか、COD、臭いのする成分など、有機物系が主になるかと思うんですけれども、そういった物を活性炭のほうに吸着をさせて除去するというような物になっております。

続きまして、19 ページ上です。3 番の近年の水質状況についてというところでは。

こちら、水処理施設のほうでは処理前の原水と処理後の処理水といったところの水質を年4回分析をしております。

その水質の分析状況といたしましては、処理後の水、処理水につきましては当然ながら計画処理水質を超過したことはございません。その中で特に有害物質系につきましては、結果としてというところにはなるんですけれども、今までのところ、原水の時点でも計画処理水質を超過したことはないといった状況になっております。

こちら、主な項目といたしまして、SS、COD という形で2項目のグラフの掲載をしております。こちら、左側、SS、濁り成分になるんですけれども、こちらのほうでは、原水につきましては、工事中は濁った水が工事の関係で出てきたりもして高かったんですけれども、二次対策工事の掘削が終わりました令和元年秋、平成31年秋ごろ以降につきましては低めで安定をしているといった状況になっておりまして、近年のほう

では計画処理水質、この赤の線になるんですけども、そちらの 1、2 割ほどというような数値になっております。右のほうは COD という形で、主には有機物系の物質になってるんですけども、こちらは原水の時点で、近年では計画処理水質の 1 割ほどの数値という形になっております。

詳細な全部の結果、対策工事後ですけども、一覧については後ろのほうにまとめさせていただいております。

続きまして、19 ページ下です。また、先ほどの原水処理水に追加いたしまして、各処理工程の処理状況の確認という形で、令和 3 年 8 月のほうから、主な項目につきましては追加して、処理の途中の水についても分析を行ってきました。

状況といたしましては、こちらにも主な項目について SS、COD、グラフにさせていただいております。SS、濁り成分につきましては、結果といたしましてはスクリーン上でカラーでは赤になってるんですけども、この十字マークのグラフを見ていただくと、最初の凝集沈殿処理が終わった後の時点でかなり処理水に近い、不検出に近いぐらいな低い数値まで処理できているということが分かります。こちらの COD、有機物系の物質については主に一番最後の活性炭吸着処理っていうところで処理できているということが分かります。

こちらについても、全部の結果は後ろのほうにまとめさせていただいております。

続きまして、20 ページ上ですね。4 番、運転方法の効率化についてというところですけども、こういった以上の状況を踏まえまして、こちらに示すように運転方法の効率化という形で行っていきます。

まず 1 点目につきましては、こちら、活性炭吸着処理のバイパスということにして、活性炭吸着処理の処理対象物であるクロロエチレンなど有機塩素化合物、有害物質系ですね、につきましては原水時点で不検出になっているというところと、COD、その他有機物系につきましては原水時点で計画処理水質を大きく下回っているというような状況になりますので、平常時、現状のような水質が続く限りは活性炭吸着処理を行わないという形で運転を行っていくと考えております。

こちらについては、今年度の 1 回目、5 月に採水まで終わってるんですけども、その結果判明、確認後に切り替えていくような形で計画をしております。

2 点目につきましては、こちら右側、砂ろ過処理のバイパスというようなところでして、砂ろ過処理の対象である SS、濁り成分につきましては、前のページのグラフのとおり、一番最初の凝集沈殿処理の時点で不

検出に近いレベルまで処理できているというような状況ですので、こちらのほう、平常時、今のような水質が続けば砂ろ過処理は行わないという形で計画をしております。

で、ただしと書かせていただいているんですけど、念のためではあるんですけども、こちら 2 点については同時に切り替えることとはせず、いったん活性炭吸着処理を行わない状態での処理水っていうのをしっかり 1 年間分析をして、異常がないことを確認してからの変更、切り替えという形でしたいと思います。

また、一番下の囲みですけども、ここ一番大事なところですけども、こういった形で運転方法を変更した場合であっても、活性炭、砂ろ過といった設備はしっかりと保全を行っていきまして、原水・処理水の水質状況を見まして、もし処理が必要になった場合については直ちに処理が再開できるようにという形にさせていただきます。

20 ページ下につきましては、こちらの変更のフローを簡単にまとめたものになっております。

スクリーンのほうでは緑で色を付けてあるんですけども、特に異常がない状態であれば活性炭吸着処理のバイパスと、そして、砂ろ過処理のバイパスという形で、段階を踏んで効率化を進めていく考えです。ただし、こちら真ん中、スクリーンでは赤ですけども、水質に異常があったり、何らかの異常があった場合については直ちに処理を再開するという形で進めていきたいと考えております。

資料 3 の説明は以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。はい。ニューハイツさん、お願いします。

住民：滋賀県と栗東市さんにお聞きいたします。

まず滋賀県さんですけども、14 ページの定点観測の結果、地盤沈下が進んでいるということが分かりました。これは廃棄物が分解しているので、徐々に沈下するっていうのは自然現象だと思いますけども、気になるのは、跡地利用に当たって、この沈下っていう問題はどういうふうに関係するのかなということなんです。これまで何件か、全国の処分場の跡地利用の例を教えてくださいまして、それは沈下が安定した段階で跡地利用がおきたんですか。あるいは、ある程度沈下することを想定しながら跡地利用が進められたのか、その辺のデータがもしあれば教えていただきたい。もし今日持ってなければ、次回でも教えていただき

たいなと思います。

次、栗東市さんに関してなんですが、この問題と関わって、この周辺地域は、先ほども言いましたように、ホースパークができたり、倉庫ができたり、あるいは、火葬場ができたりというふうになってるんで。ところが、あそこは栗東市の計画では自然休養公園構想の一体的な地域だったわけです。ところが、バイパスが通る形で、経堂池のところと、今の RD の敷地と経堂池側とは分断される形になりました。これから栗東市はあそこをどういうふうに考えていくのかということをお聞きしたいんです。

つまりバイパスができたので、分断された話だと。だから、RD 処分場の跡地利用については、それは置いて、分断されたニューハイツ寄りの部分の都市計画を進めるというように考えているのか、元々自然休養公園構想で一体としているわけだから、あくまで一体とした都市計画を考えているのか、それについては、どちらの考えでそのことを考えていらっしゃいますか。

主査： すいません。まず滋賀県のほうからです。ご質問ありがとうございます。おっしゃってるように、沈下というのはちょっとまだ予測できる状況ではありませんので上に何をつくるとか、まだちょっと言える状況ではなく、今後あり方いろいろあると思いますんで、それは今後検討があると思います。

他府県のことですけど、今、ここでお答えできませんので、一度また持ち帰りまして、他府県の状況を確認させていただきたいと思います。

部長（栗東市）： ちょっと難しいお話でして、確かに国道 1 号のバイパスにつきましては、以前から都市計画の中であのルートを通っております。それを主に西側を中心に健康運動公園、経堂池も含めまして、残る池を区域の中に取り込みながら、そういった自然の部分も活用していこうというような計画であったというのが、今現在のところであるかと思うんです。

ただ、バイパスの供用も進んできまして、今、2 期の区間のほうも進められてございますので、より一層地域のバイパスをまたいだ将来の町のあり方っていうのは今後また検討する必要があるのかなっていうふうには考えてございますけれども、今、現時点で、それを総合的にまだお答えできるようなところには至っておらないのかなというふうに考えてございます。その答えになってないので、申し訳ないんですけど。

住民：答えになってない。現実はどんどん進んでるわけでしょう。行政がそれをトータルに管理しないでどうするんですか。早くそれを考えてくださいよ。

この処分場の跡地利用のタイムスケジュールと、それ以外の地域の開発の問題と、これはリンクしてきますから、当然ながら。しっかりした判断をすべきですよ、行政として。仕事ちゃんとしてくださいよ。情けなくなるわ。

部長（栗東市）：すいません。状況の変化、進捗の内容につきましては、それぞれしっかり情報共有しながら進めてまいりたいと思いますので。

住民：では、今後、周辺地域の開発計画も含めて、適時、随時、この場で報告をお願いいたします。

部長（栗東市）：すいません。先ほどの一部流通業務施設、地域のまちづくり委員会も含めて考えられている部分ございますけれども、トータルとして市側から、行政側から出せる部分と出せない部分もあるかと思しますので、この会議の場面は今の RD 問題についてのお話をさせていただくと。

住民：先ほどから言ってるとおり、住民にとって地域は一つなんですよ。それが分かってないな。RD 問題に関わって、跡地問題について、少なくとも協議会では、周辺地域がどうなるかってことはすごく重要なんですよ。そしてイニシアチブを握っているのは、滋賀県ではなくて、栗東市なんだよ。この地域をどうしたいのかっていう。リーダーシップ取る人たちがそんなことじゃ困りますよ。もっとしっかりしてくださいよ。副市長、どうですか。

副市長：ご意見をしっかり賜って、今お伺いさせていただいております。

おっしゃるように、やっぱり地域、この地域でいろんな事業があつたりとかする中で、皆さんにとって、何ていうんでしょう、われわれが、先ほどおっしゃいましたように、おまえたちは縦割りじゃないかと、RD は RD と言い、例えば極端な言い方をしますと、ホースパークはホースパークと言うのか、違うだろうというご意見やと思うんです。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、その中でも、ただ、この場というのは、特に旧 RD の処分場の問題について特化した場ではありますので、特にその話についてやっていくのが本来やろうと思っております。

ただ、おっしゃいますように、全体も考えるべきでないのかというふうなことは、意見としてやっぱり真摯に私たちも考えなきゃいけないと思いますので、そこはしっかり検討させていただきたいと思います。

住民：少なくともこの協議会じゃなくて跡地利用の問題のときには情報提供をお願いいたします。

司会：他に質問はありますか、どなたか。はい。では、赤坂さん、お願いします。

住民：配管を直したと、一部替えた。これ、内部でスケールがたまっただけなんですかね。それで取り替えられたんですよね。この場所、取り替えた場所ってというのは、これ、何とかな、主に反応槽から凝集沈殿槽、この間の配管ですかね、その配管は。

主任技師：何か所かやっております。簡単にはちょっと。

住民：何か、槽の入り口に上から入ってるとこ見たら、凝集助剤入れる所の沈殿槽かなと思ったりしたんやけど。

主任技師：主には原水槽から出ている部分にはなっておるんで、一番最後に図表、図出してご説明します。後回しでもよろしいですか、よろしければ。

住民：はい。

主任技師：最後に場所を図出して説明します。

司会：はい、どうぞ。赤坂さん、どうぞ。

住民：赤坂、〇〇です。2点あります。

一つは、排水処理施設の水質の情報を提供されてるんですが、水量、処理水量のデータっていうのは今まで出された経過はございますでしょうか。排水処理施設の水量のデータなんですけど。

主任技師：そうですね、おそらく出してなかったかとは思っております。

住民：これは揚水量は全量上げておられるんですよね、下のピットから。

主任技師：そうですね。ピットにたまったものは全部です。

住民：水量というのは水質と同格のやっぱり重要な指標なんで、特にこの安定化が進んでいくということについての一つの重要なデータだと思うんですよね。雨が降って浸透して、それが降雨量との関係で、その揚水量が変動するのとか、その土壌が沈下していく、それによって水量がどう変化するのとか、そういうデータが貴重なものなので、時系列的に、その水量、揚水量イコール処理水量ですよね、処理施設の。そのデータをちょっと示していただきたいなと思います。

主任技師：分かりました。次回以降、分かるような形で、こちら、資料の中に掲載させていただきたいと思います。

住民：できたら過去の分も含めて。

主任技師：過去の分も。

住民：はい。

主任技師：分かりました。ちょっと出し方検討します。

住民：お願いします。それともう一つですが、処理施設のフローの変更の件なんですけど、これは、もうそういう形で計画が実行されることになってるんですかね。

主任技師：そうですね。最初の変更は1回目の水質確認後という形で、5月に水をくんで分析業者に出しておりますので、結果判明後、特に異常がなければ7月ごろから変えるような予定はしておりますけど、まだ一応今予定です。

住民：排水処理施設ってのは、処分場からの浸出水を系外に出す、やっぱり一

番メインの所ですよ。そこから下水道にしる、公共用水域にしる、外に出ていく負荷がそこで図られる、処理がされるという重要な施設だと思うんですよ。

例えば 19 ページの COD なんかでも見ていますと、上のグラフと、それから、放流水のその差が、これ活性炭処理施設の効果ですよ。活性炭の効果によって COD が減少している。要は SS 絡みの COD はほとんどなくて、溶解性 COD が大半を占めてるという状況ですよ。その溶解性 COD を活性炭装置で処理がされてるということで、最終排出水には COD が負荷がかなり減ってる。

それと同じように、溶解性成分というのは活性炭装置でほとんどキャッチされてると思うんですよ。SS 絡みの溶解性成分っていいですかね、それ、負荷ってのは砂ろ過装置ではほとんど取れてなくて、最終、活性炭装置で処理がされてる。そのことによって、その処分場からの負荷が減少してるという、そこでコントロールされてるんですよ。そういう活性炭装置を先に止めるということはほんとにいいのかなという気はするんですよ。

砂ろ過というのは、基本的に負荷減にはそんなに寄与していない。例えば、活性炭装置に SS を送るのをできるだけ少なくして、活性炭処理施設のライフを延長するための前処理みたいな、そんな機能を現状してるというふうに思えば、重要なのは活性炭処理施設であって、浸出水が変動したとしても、何かの変動のクッションになる、その変動を受け止める装置ではないのかなという気がするんですけど、そっちを先に止めることの是非ってのはどのようにお考えでしょうかってことです。

主任技師：そうですね、止めること自体をやめたほうがいいという考えですか。順番だけの話ですか。

住民：いや、ですから、今の活性炭装置を動かすことによって、現在のその排出負荷ってのはかなり維持できるんじゃないのかなと、そういうふうに思うんですけど、それについてのお考えはどうかなということなんですよ。

主任技師：そうですね、今のこちらのほうのグラフで書かせていただいとおり、COD については、今、原水の時点で計画処理水質の 10 分の 1 以下という形で、既に十分低いという状態になっておりますので、活性炭吸着処理、もちろん、それで十分低いものをさらに低くできる、そういっ

たメリットはあるはあるんですけども、一応こちらのほうで整理させていただいてるんですけども、動くものが増えれば増えるほど、そういった故障リスクってのも高まりますので、万一、そこが壊れて処理全体に不具合が起きるといった、そういったデメリットも当然あるわけです。

当然また、お金の話で申し訳ないんですけども、税金のほうでこちらの水処理施設を運転させていただいているといったところで、一定費用対効果というようなところも念頭には置いた形で考えていく必要が、県としてはトータルとしてはあると考えておりますというところで、変更していくこと自体は必要、させていただくほうがベターかなというふうには考えております。

で、順番の話でいきますと、そうですね、先ほどおっしゃっていたとおり、砂ろ過っていうのが活性炭への負荷を減らすっていうところもありますので、順番としては砂ろ過なしで活性炭のほうへ行くと、活性炭のほうが詰まるというようなところもあり得るかと思っておりますので、先は活性炭のほうかなとは思ってはおります。

住民：活性炭の流入を、入りの SS 見ても、そんなに高くないんですよ。資料でいけば 23 ページですね。そこに活性炭の入りの SS のデータがございますね。高い時は数 ppm っていうのがあるんですけど、けど、0.5 未満というところが結構ありまして、その状態の中で、そのまま活性炭の装置のほうに入れることで目詰まりとか、そういうトラブルがあり得るのかどうかですね。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。今の状態だと、そのまま活性炭の装置に通して、必要に応じて逆洗をかけることで維持管理するということも可能ではないのかなと、そういう気はするんですけど、いかがでしょうか。

主任技師：今、見ていただいているのが、この凝集沈殿後の列を見ていただいているということですのでよろしいですかね。そうですね、確かに、この、ご説明させていただいたとおり、凝集沈殿の後で十分低い低いですので、実際上は問題が起きることはないとは考えておりますけども、先ほど言ったのは観念的な話ですね。あえて順番を付けたらという話のほうでさせていただきました。

住民：要は活性炭装置のほうで、今の排出負荷を減らすことに非常に寄与している。今の処分場からの下水道なり、放流されることのリスクをこれに

よってかなり保証されてるというふうに理解してるんですけど、その最後の砦のような、そういう装置を先に取りっていうのはどうかなというところがあるんです。

今の活性炭に凝沈の後の処理水を入れることによって、処理ができない、要は活性炭が目詰まりが起こって、トラブルが起きるというものになるのかどうか、その辺、もう一度検討いただけたらどうかなと思います。

主任技師：また改めてお話をさせていただきたいと思います。

住民：よろしくをお願いします。

司会：時間のほうが迫ってきましたので、次の議題のほうにいきたいと思いません。

議事 4 の対策工の有効性を確認するための評価方法についてということで、説明をさせていただきます。

副主幹：では、資料 4、対策工の有効性を確認するための評価方法について説明をさせていただきます。

昨年、この件につきましては 11 月に説明をさせていただいたところなんですけれども、遮水の内部で洗い出しのシステムを機能させるのであれば、プラスアルファ、どういうことができるのか知恵を絞ってほしいというところでご意見をいただきましたので、その点を踏まえて本日お示しするものでございます。

では、お手元の資料、1 ページの下の所をご覧くださいませでしょうか。こちらについては、前回の資料と同じ、対策工とその目標の考え方を整理させていただいたものでございます。

まず、この対策工の有効性の確認は、協定に基づき実施するものでございます。そして、対策工とは支障等を除去するために、実施計画により平成 24 年度から実施してきた対策工事のことでございます。

そして、2 ページ目の上の段をご覧くださいませなんですけれども、こちらについては前回お示した内容になっておりまして、下の段のほうにつきましては、こちら、上の段の内容に図を加えまして、遮水の外部と内部に、こちら、遮水になるんですけれども、遮水の外部と内部で区分けをして、対策工の全体像とその仕組みをお示しさせていただいたものでございます。

遮水の外部については、こちら、対策工で設置をした遮水工などの構造物等が機能することで、遮水外部への影響を防止するものでございます。

そして、遮水の内部については、対策工で取り入れた洗い出しのシステム、これはどういうことかと言いますと、雨水を浸透させて浸透水の集水・揚水をすることでございますが、こちらを機能させることによって遮水内部の安定化を促進をさせるというものでございます。

では、3 ページ目の上段をご覧いただきたいと思います。これは前回お示しさせていただいた内容になりまして、下の段のほうは、今回、ご意見を踏まえて整理をさせていただいたものでございます。

遮水外部につきましては、対策工で設置をした遮水工の構造物等の機能を確認をしているところでございます。昨年度末に実施計画の目標を確認をさせていただきまして、対策工の目的が支障の除去であったことを踏まえますと、対策工の有効性の確認というところを、支障が再発しないところを確認するというところの考え方の下、対策工の有効性を確認していきたいというふうに考えてるところです。

一方で、このように遮水の内部というところについては、安定化に向けて洗い出しのシステムを機能させるために、連続した浸透水の揚水やシートの維持補修などといった内部管理を実施してるところでございます。

今後も、土地所有者としまして、内部管理を引き続き、この維持をさせていただくところなんですけれども、安定化につきましては、梶山先生のほうからやはり長期的に安定化していかないといけないし、見ていく必要もあるというところをご意見いただいております。よって、この対策工事完了後 5 年の時点では、まだこの旧処分場の安定までは至らないと思うんですけれども、この雨水等による洗い出し作用による廃棄物に含まれる有機物の分解による安定化のプロセスを確認をしていきたいというふうに考えているところです。

遮水の内部で確認できることについてのアドバイザー、専門の先生方のご意見についてまとめさせていただいたものが 4 ページ目の上段の表でございます。

まず遮水内部と外部を分けて考えることにつきましては、まず小野先生のほうから、遮水工を実施して有害物質が地下水環境基準を守れているか確認をするが、一方で、この理論に基づいて安定化のメカニズムを促進をしていくという 2 通りがあつていいと思うというご意見と、梶山先生のほうからは、遮水の内部と外部に区分けして考えるという考え方

については分かるし、合理性はあると思うということは、これについては、樋口先生からも同じようなご意見をいただいているところでございます。

そして、安定化の時期につきましては、樋口先生の方からは安定化は急いでできるようなものではないという点と、あと、梶山先生のほうからは、対策工完了後 5 年ぐらいではまだちょっと内部は安定化はしないというご意見をいただいているところでございます。

そして、3 点目の安定化のプロセスにつきましては、こちら、梶山先生のほうから、外部については旧処分場の影響がなくなっていくのを見ていく必要があるということと、内部についてはしっかり長期的に安定していけないといけないし、見ていく必要があるというところをご意見をいただいております。

4 ページ目の下段につきましては、この前回の資料の内容を抜粋をさせていただいてるんですけども、遮水の外部の影響の評価については、これまでの調査を継続するというところを示させていただいております。一方で、5 ページ目の上段のほうを見ていただきますと、遮水内部の安定化のプロセスについてまとめさせていただいております。

安定化のプロセスの確認の考え方としましては、雨水等の洗い出し作用と廃棄物に含まれる有機物の分解による安定化のプロセスを確認することとさせていただいております。

安定化とは、廃棄物が土中にとどまっている限り、外部に影響は与えない状態ということになっておりまして、旧処分場の安定化のメカニズムで言いますと、この地山の地形を利用しながら、掘削箇所に浸透水集排水管や揚水ピットを取り入れまして、集水した浸透水を連続して揚水することで流動性を改善しながら、遮水内部の全体の洗い出しシステムを機能させることで安定化を促進するというところと、流動性の改善は、やはり廃棄物の分解を促進するというところになっております。

安定化のプロセスについては、化学的、そして、土木的な安定化がございまして、化学的な安定化については、まず雨水等が廃棄物土を洗い流すと、塩類がまず浸透水のほうに流出するということが起きてまいります。

すると、洗い出しが進むと、塩類の濃度は、徐々に徐々に低下していくところなんですけれども、3 番の強降雨時には新しく水みちができたことによって、そこから塩類が新たに流出するというところで、濃度が上昇するということが起きてまいります。

この繰り返しにより塩類濃度は増減をしながらも低下をしていって、

遮水内部は安定化していくと。この点につきましては、塩類だけではなくて、安定化の速度は異なってまいります、有機物や有害物質も同様に低下していくというふうに考えているところでございます。

そのイメージを描かせていただいたのが、この図というところなんですけれども、また、この廃棄物というのは有機物が含まれているというところがございますので、微生物による有機物の分解というのも起ってまいります。

まずは、酸素を呼吸源とする微生物というのが、生長するために有機物を栄養源としながらこのエネルギーを獲得しまして、エネルギー獲得の過程で二酸化炭素が発生をしております。

そして、徐々に徐々に酸素を、還元状態が進んでまいりますと、硫酸イオンを呼吸源とする微生物がエネルギー獲得しまして、その呼吸の過程で硫化水素もしくは硫化鉄が発生をします。その次に、有機物を呼吸源とする微生物が、有機物を栄養源としてエネルギーを獲得をしながら、エネルギー獲得の過程でメタンおよび二酸化炭素が発生するというふうなメカニズムになっております。

このガスの発生量自体は、呼吸の過程で発生する硫化水素よりも、やはり成長のエネルギーの獲得の過程で発生するメタンや二酸化炭素が主体となっております。

もう一つ、土木的な安定化については、先ほども維持管理のところでもありましたが、分解が進むと、やはり空隙部が増加するので、表層部に沈下現象として現れる。それは時間とともに落ち着いてくるというものになっております。

では、6 ページの上段をご覧くださいと思います。

安定化のプロセスを確認するための指標としましては、遮水内部の全体の廃棄物の状況を把握するという意味で、浸透水水質と発生ガスを確認すると。

浸透水の水質については、洗い出された物質やその分解生成物が含まれております。そして、発生ガスについては、廃棄物土が分解されることにより生成され、二酸化炭素とメタンを合わせた発生量につきましては、廃棄物土に含まれる有機物の分解状況を示しております。

そして、廃棄物土に含まれる有機物の分解進行度というところを見ていくために、内部温度と地表面の沈下というところを見ていきたいと考えておまして、内部温度は、やはり有機物の分解は発熱反応でございますので、その温度というのは微生物の活性度合いを示すというところと、あとは、地表の沈下というところにつきましても、やはり廃棄物の

分解度合いを示すというところになります。

この安定化を確認するための指標についてのアドバイザーの先生方のご意見につきましては、まず浸透水につきましては小野先生のほうから、浸透水は集まって揚水ピットに入ってくるというところから、安定化は浸透水揚水ピットの水質によって管理するというところと、水質は増減をしながら動くので、やはり、長期的に判断することが必要とご意見をいただいているところでございます。

そして、梶山先生のほうからは、水を入れないと、やはり埋立廃棄物というところは安定化はしないというところ。雨水による洗い出しで内部のほうの安定化をやはり管理していくというところをご意見いただいております。

発生ガスについては、梶山先生のほうから、内部の安定度を見るためには、管の出口でガスを測るという方法があるというご意見をいただいております。

そして、内部温度については樋口先生のほうから、有機物は分解すると発熱するので、安定化に向かっていることを説明するには内部温度が一番良い指標だと思うというご意見をいただいているところでございます。

そして、7 ページ目に、調査の内容について書かせていただいております。

まず浸透水の水質につきましては、調査地点としては内部全体の安定化を進めているということから、旧処分場全体の浸透水を集水している浸透水揚水ピットで確認をしたいと考えているところです。

調査項目、調査頻度については、現在の調査を継続させていただくというところで考えております。

発生ガスにつきましては、測定地点としましては浸透水観測井戸の 7 地点というところで考えておりました、その位置につきましては、廃棄物学会のほうでガスの組成の測定というのは覆土の下での測定が提案されておりますので、これに基づき、覆土下である地表から 1 メーター下の所で測定をしたいというふうに考えておりました、測定項目としては、発生ガスの流量と発生ガスの濃度、二酸化炭素、メタン、硫化水素などの項目を測っていきたいというふうに考えております。

そして、最後のページになりますが、内部温度の測定地点としましては、浸透水観測井戸が 7 地点と、通気管 4 地点、頻度としては年 2 回と考えているところでございます。

そして、地表の沈下については、年 1 回測量させていただいております。

すが、15 地点で測量をさせていただきたいというふうに考えております。
以上、資料4の説明について終わらせていただきます。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

住民：はい。

司会：そしたら赤坂さんお願いします。

住民：洗い出し、雨水による洗い出しですね。

副主幹：はい。

住民：これは、そしたら、今、覆土してますよね。

副主幹：はい。

住民：あれ取るということなんですか。

副主幹：いや、取るということではなくて、もちろん覆土ということで、一部は、覆土の上を表流水として流れていく部分がありますが、その覆土を浸透して廃棄物のほうに、下のほうに、下のほうに浸透していきますので、その水によって洗い出すということがございます。

住民：要は自然に浸透していく。ということは今と変わらないじゃないですか。

副主幹：そうです。今のことを続けていくというところで。

住民：そういうことなんですか。

副主幹：はい。

住民：僕、また雨水による、だから、わざわざどっか表面を取るとか、穴を開けるとか、何かするののかと思って。そうじゃない。

副主幹：というところではありませんで。

住民：それやったら、ものすごい時間がかかるんちゃうんか。

副主幹：そこは、時間、やはり、梶山先生のほうから時間をかけて安定化させていく必要があるというふうに。

住民：そら、まあ急激にされたら周りも大変ですしね。

副主幹：周りも影響がありますし、そこはちょっと時間はかかるころでもありますが、プロセスを確認をさせていただくというふうに考えているところです。

住民：ということは、特別なことはしないってこと。

副主幹：今のきちっとそのプロセスの確認をしていながら、今の状態、維持管理を続けていくというところでございます。

住民：そういうことなんですね。今の状態でずっと見ていくということなんですね。

副主幹：そうですね。

住民：特別なことは何もしないんか。何かすんのかと思ったけど。分かりました。

司会：他に何か。はい。ニューハイツさん。

住民：内部の安定化の状況の確認調査をすることは大変いいことで、期待しています。ただ、観測地点についてなんですけれども、住民側が、というか、たぶん私だけかもしれませんが、不安に思ってるのは、掘削除去した所ではなくて、掘削しなかった所。そこはほんとに大丈夫だったのかということなんですね。

ところが、観測地点を見ると、ほとんど有害物があって、掘り出した所になってるようになるんですが、ぜひとも掘削しなかった地点を含めてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

副主幹：こちらが発生ガス等のモニタリング地点なんですけれども、今回大きく掘削した所がこの青で囲ませていただいている所です。掘削してなかった C-1 地点、H22-オ-1(2)地点、E-2 地点、D-3 地点という辺りは今回大きく掘削してない所に大きく含まれておりますので、それを併せて確認していけるのではないかなというふうに考えております。

住民：C-1 とか、H22-オ-1 っていう所、これは深掘り穴があった所で、要するに RD 社が一回ここは掘ってませんか。

副主幹：ただ、掘ってはいるんですけれども、やはりそこに戻してる分がございまして。

住民：いや、そうだけど、いったん、でも、RD 社に是正命令出して、そこんところは掘り直させてるわけだから、出ない可能性が高いじゃないですか。もちろん県が工事やった所はたぶん大丈夫だと思うんですけど、むしろこれまで全く手付かずだった所を 1、2 か所増やしてもらいたいと思うんですけどね。

副主幹：例えば、今ちょっとおっしゃっていただいた、深掘りの地点は、ここは平成 3 年の所なんですけれども、H22-オ-1(2) の地点については深掘りされた所が平成 10 年の所、こちらになってますので、ちょっとその地点とは離れてるという地点になります。

住民：少しデータを整理して、ここはどういう経歴の地域なのかっていうことを、次回でもいいですから、どういう、業者がどういうことをやって、そして、県がどういうようなことをやった地点なのかってことをそれぞれ地点ごとに正確に把握した物を見せていただきたいんですけども。

副主幹：分かりました。

住民：先ほども言いましたように、われわれが不安に思ってるのは、これまで手付かずな所に何かあるのではないかと、それはメッシュ調査をやるから大丈夫だというふうには聞いてますけれども、やっぱりその不安を払拭できるようなところを入れていただきたいというのがこちらの希望です。

副主幹：分かりました。やはり、安定化については、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたように、雨水等による浸透水の洗い出しとやはり廃棄物土の分解により進むというところもございまして、やはり今回、対策工によって洗い出しのシステムをつくり出したというところもありますが、やはり全体で安定化をさせているというところもありますので、その全体の安定化という意味でいうと、やはり浸透水は集水ピットで見えていくというところと、有機物の分解という意味では、その地点地点で起こることなので見えていくというところ、2つを見ていきたいと思うんですけれども、先ほどおっしゃっていただいた地点のこれまでの状況というのをまとめまして、説明をさせていただきたいというふうに考えています。

司会：はい。では、赤坂さん、お願いします。

住民：今、〇〇さんがおっしゃったとおりで、私も同じなんですけど、昔は県 No.8 の井戸がありましたよね、平成 10 年度の深掘り穴のところが、これはなくなりましたよね。だから、やはり私もこの下はたまっているとってるんです、ずっと。だから、こういうところは、やっぱりもう一度ボーリングでもしていただいて、そして、調べてほしいなというように思いますけどね。そら、ここたまったままやったら、さっきから言ってることはできないですよ、実際は洗い流して、だって。そう思います。

司会：そしたら、時間のほうがだいぶ押してますので、最後、次の議題 5 なんですが、事務局から特に報告等はございませんので、全体を通して何かご質問ということで、先ほどちょっと 1 番のところ、資料 1 のところでちょっと質問のほうが出て、出たんで、それについて。

主任技師：配管の話、ちょっと後回しにさせていただいたので、それをさせていたどうかかなと思ったんですけど。

司会：ごめんなさい。配管の話、ちょっとしてください。

主任技師：今回、更新させていただいたのは主に 3 か所になってまして、1 か所が、こちらの原水貯留槽から中和槽に入る配管が 1 か所になります。もう一個がこの原水貯留槽のほうから、原水の水質を常時計測して確か

めるために、連続して少量、濁度計であったり、pH 計であったり、そういった測定部分に送り続けてる部分があります。ここの配管が 2 か所目というところと、3 か所目のほうがちょっと離れてまして、こちらのほうの活性炭吸着塔のほうを出てから水質監視槽のほうに行くところと、こちらも一部横に測定部分に流して、pH 計、濁度計辺りに流してる部分がありますので、こちらの配管と、主に 3 か所のほうでさせていただいてまして、あと、質問は何でしたっけ。

住民：このスケールといいますかね。

主任技師：はい。付いてるもの。

住民：それは、どういう物が多かったとか、そういうのは検査までしてますか。

主任技師：検査まではしてないですけども、水処理して除去した汚泥と似たような状況のものだったんで、おそらく、特に、こちらは結果的にそれほど多くなかったんですけども、原水貯留槽から出てる部分については、おそらく原水に入っていた成分、濁質成分かなという形の物で、見た目ではありませんでした。

住民：これ塩ビ配管ですか。

主任技師：塩ビです。

司会：そしたら、他に質問等ございますでしょうか。日吉が丘さん、お願いします。

住民：手短に、すいません。

司会：はい、どうぞ。

住民：私、最初は検査項目のチェック項目ということ、この前言わせていただいて、今、この地点を 71 地点ということで、書いていただいてありますがたいんですけども、項目じゃなくて、71 か所の、71 地点ということで。

主査：71 か所。

住民：71 か所ですね。地点のやつですわね。

主査：はい。

住民：地点は地点で、これからそういう表をつくってもらったら、よう分かるかなと思ったのと、私がちょっと心配してたのは、どんな項目を調べているんか、これからどんな項目を調べて、それをチェックしていくんかという、その項目も知りたかったんですよ。

だから、今、結果として、ここにひびが入ってるとか、何か書いてもってるんですけど、たぶんこれは見たとこ、発見したからどや書いてもってるんですけども、たぶん頭の中にはこんだけのことをずっと調べていきますよというのがなんかあると思うんですね。そやから、それがどのようなものかというのを私は知りたかったんです。

それと、あと、定点観測の全部みんなマイナスになってるんですけども、一回、何か、これ、一回ここで増えてるやつがありましたね、このL1-1で。

主査：あります。

住民：これが当初。

主査：L1-1 これですね。

住民：L1-1 ね。

主査：はい。

住民：これは結果として、これは単なる何かやったというのは結論が付いているんかどうか。特に問題がなくて、いや、こういう変なことがあるかもしれないので、注視していきますなのか、それはどうかなと思ったんです。

それと、もう一つは、最後のほうの安定化ってということなんですけども、安定化とは廃棄物が土中に留まっている限り、外部に影響を与えない状態という。そういうふうの前から私らも聞いてきたとは思いますが、けれども、この言葉を真に受けていくと、ここに安定化が何年かかるか

分からないとかいうお話が、アドバイザーの方いただいているんですけども、結局は水処理してる間は絶対安定化できてないということになるんですね。

だから、例えば平成 8 年、平成 8 年じゃない、令和 8 年か、2028 年、25 年か、それ以降もたぶん水処理続けていくから、安定化はもっと後になっていって、いつになるか分からないと。そういうことなんですね。

副主幹：その、これからやはり安定化のプロセスを見ていくということで、やはり浸透水だけではなくて、ガスであったり、温度であったり、複合的に見ていくというところがまず一つと、浸透水については、今、環境基準、今回、適合しているというような状況ですので、やはりかなり、対策工事前は有害物質が 8 項目基準超過をしていたところなので、かなり浸透水についても安定化をしているような状況ではあるんですけども、やはり先ほど先生方が言っておられたように、強降雨のときにやはり洗い出しが新しく始まる可能性もあるので、やはりそのプロセスをきちっときちっと見ていきたいと思いますというところで、安定化のプロセスの確認というのをお見せさせていただいておりました。

住民：だから、その安定化というのは外部に影響を与えないってことですよ。外部に影響を与えないということは、水処理要らんかもしれないですね。でも、与えるから水処理してるということやと思うんですよ。

だから、この水処理については、いつになるか分からないというようなことになるのかなって、この文面から見てると、そういうふうになっちゃって私感じたもんで。

副主幹：そうですね。先ほど小形のほうから説明もありましたけれども、やはり浸透水の水質も良くなってきてるところもありますので、やはり浸透水の処理の効率化というところも、順に進めさせていただくところにも来ているというところになっております。

住民：それと、あと、最初に申し上げたように、項目なんかをもし書けるんやったら、こういうとこ調べて、これからやっていきますよと、これから何年間かやっていってもらおうことやから、そういうことでも分かっていると私らも安心できるかなっていう気はしますんで、次回、資料とかにその辺のところもお願いしたいなと思います。

副主幹：その調査地点につきましては、お手元の資料の 7 ページ目、8 ページ目にお示しをさせていただいてるので。

住民：違う、違う。さっきの。維持管理の。

主査：すみません。維持管理の、まず測点の高さが、ないですね。……これで L-1-1、これがおとし測りますと、10 ミリ高かったんです。事実測量しまして、これはもう事実ですので、10 ミリ高かったというのは事実で間違いないと思います。

まだ 2 年間しか測量してませんので、今後、ちょっとこの辺は注視していきまして、状況確認したいと思いますが、昨年データを取りますと、ほぼおんなじような傾向に収まっていますので、そこまでの心配はないのかなと思いますが、これは引き続き確認をしていきたいと思っています。

司会：最長の時間が迫ってきておりますので、もしご質問等ありましたら、また個別に対応させていただくというようなことでもよろしいでしょうか。

住民：すみません。ちょっと一言だけ。

住民：すぐ終わるから。

司会：はい。すいません。

住民：この前は来ていただいてありがとうございました。私、個人的にいただきましたから、皆さんにも同じ資料が行ってんのかなと思ったけど、行ってないですね、これ。

主任技師：そうです。

住民：ねえ。やっぱりみんなに配布してほしいですね。やっぱり私だけに説得いうたらおかしいけど、納得させたらええわっていうのはあかんと思う。やっぱりみんなにおんなじ資料をおんなじように配布すべきやと思うし、これ見てると、これは何かいうたら、量が増えた、廃棄物の量が増えた、なぜかという、その問題なんですけど、これ見てますと、地下の地山の申請の仕方が明らかにおかしいというのが分かるんですよ。

昭和 55 年と昭和 60 年の線が描かれてるんですけど、地山が変わって

るんですよ。変わるわけないですよ、地山動かさなかったら。おんなじように同じ線に入るべきですよ。それが全然違うんです。ということは触ってるということです。

それが増えてたり、減ってたりしてるんですよ。同じように減ってくなら分かるけど、あるところは増えてる。あるところは減ってる。減ってるってか低くなってる。そんなことはね、普通考えたら、申請の時点で分かってしかるべき問題やと思うんですよ。

だから、その時に、はっきり言うて、この会社おかしいことやってんのちゃうかとかいうことが見抜けたはずなんですよ。それが見抜けてなくて、鵜呑みにしてきた。それが大きな問題やったと思うんですよ、量が増えたのに対してね。

やっぱりこの資料みんなに配ってほしいですね。そやないと、私だけ納得されたらええわでは、ちょっと問題やと思います。もう一つあったけど、忘れまして。

主任技師：そしたら、この。

住民：もう一つ分かりました。思い出した。もう一つは、沈砂池というか、今のマスがあるところ、水をためたところ、あそこにも廃棄物があったわけです。

明らかに産廃とかがたくさんあった。その量は入ってない、反映されてないわけですよ、これ、図からいくとね。それもおかしいなと思う。私は思います。

だから、実際は 1.8 倍じゃなくて、2 倍にまでなったかも分からんしということです。やっぱりみんなに配ってもらえますか、これは、この資料は。それもカラーで。そうでないと、やっぱりこれカラーでないと分からないです。

住民：ホームページに載せてもうたら。ホームページに追加資料で。

住民：皆さんにも配ってほしい。

主任技師：またホームページのほうにも載せさせていただきますし、提供させていただきます。すいません。廃棄物の容量の計算というところから少し専門的なところに入っていくのでちょっと今回入れてなかったですけども、ご意見いただきましたので、その形で対応させていただきます。

この 55 年と 60 年の線の違いですね。確かにおっしゃられるとおりに、RD がいろいろやらかしてたんじゃないかっていうのを見抜けるきっかけのいろいろあったんじゃないかっていうのは行政対応検証委員会でも言われてることですので、ひょっとしたら、こういう許可図面の層みたいなものも、おそらくそういったきっかけの一つではあったのだろうとは思いますが、そういったところも確かにおっしゃるとおりなんだろうなと思います。

住民：すみません。よろしいか。

司会：すみません、これを最後にさせていただきます。

住民：最近、雨が降って大変やいうのが、ようテレビとかでやってるんですけども、実は去年の 7 月 19 日に雨が降って、たぶん RD のところはその時に崩れたんですかね、これを見てるとね。

で、国 1 のその山、日吉神社の裏の、あつから土砂がざあつと崩れて、田んぼのほうへ流れて、それを業者の方が後で水路掃除してくれはったんです。その雨降った量を、この前、県の方に聞いて、ここにあるわって、聞いたら一番多い時で 50 ミリぐらい降ってたんですね、昼間に。

50 ミリかと思って、昨日とかおとついやったかな、70 とか降ったとか載ってまして、2013 年の死亡事故もあった、あの時は、2 日で四百二、三十ミリ降って、その時が 1 時間当たり最大で 42 ミリぐらい、40 ミリぐらいやったかな。それも教えてもらって、こんなもんかって思ったんですけど、今、最近、ああいう雨もひどいし、ああいう流れ出す恐れもあるんで、大変とは思いますが、そういうことを留意して維持管理していただきたいなと思いました。

主査：ありがとうございます。実は、この、私代わってから 2 回ぐらい結構雨ある時ありました。毎回確認させてもらってます。今日も、昨日結構降りましたんで確認しにしています。

去年、ちょっと法面崩れたっていうか、表面がちょっと洗われたんですけど、それ、もう去年補修してますんで、新たなシートを補強する形で今年やらせていただいていますので、その辺の様子をみさせてもらっている状況です。でまあ、問題は、今のところありませんので、今後、また。雨の降り方が、この頃急ですんで、それもありますんで、注意を

引き続きさせていただきたいと思います。

司会：最長の終了時刻が決まっておりますので、これをもちまして、第 45 回連絡協議会を閉会させていただきます。

閉会に当たりまして、一点連絡いたします。本会議の次回開催につきましては、9 月を予定しています。開催時期については、改めてお知らせいたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。